

# 飛騨法人会だより

No.217  
2019

平成31年4月20日 第217号 発行所 高山市花里町3 (公社)飛騨法人会 発行人 岡田賛三/編集人 住 宏夫

ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/> TEL 0577-34-2201  
メールアドレス [hidahojn@siren.ocn.ne.jp](mailto:hidahojn@siren.ocn.ne.jp) FAX 0577-33-1093

春

## 目次



- 「平成」の税あれこれ……高山税務署長 河之口 幹夫 …………… 2～ 4
- 税務署からのお知らせ …………… 5～ 8
  - ・ 税務職員採用試験受験者募集
  - ・ 相続税の申告が必要な方とは
  - ・ 申告書等用紙に代えて「申告のお知らせ」をお送りいたします
- 法人会からのお知らせ……自主点検チェックシートを活用していますか? …………… 9
- 休憩室……コミュニティの元気は、NPO・企業・行政の連携で …… 10～11
- 事業所訪問……飛騨川温泉しみずの湯 …………… 12～13
- とんなんしいぺい(支部短編ニュース) …………… 14～15
- 平成30年度 岐阜県下法人会運営研究会 …………… 16
- (公社)飛騨法人会理事会・第73回 東海法人会連合会大会 …………… 17
- 青年部会・女性部会だより・事務局だより …………… 18～20
- 高山労働基準監督署からのお知らせ …………… 21
- 読者の窓 …………… 23
- 税に関する絵はがきコンクール 入賞作品・編集後記 …………… 24



— 青屋神明神社の枝垂れ桜 — 高山市朝日町青屋



## 「平成」の税あれこれ

高山税務署長 河之口 幹夫

飛驒法人会の皆様には、平素より税務行政に深いご理解と格別のご協力を賜っており、ありがとうございます。また、租税教室や税を考える週間の各種行事、社会貢献活動を始めとする種々の活動を通じて、申告納税制度の発展にご尽力いただいております、心より感謝申し上げます。

さて、高山への赴任からあつという間に9ヶ月が経ちました。今年は、飛驒特有の豪雪や冷え込みも少なく…所得税の確定申告期限間際や4月に入ってからの雪には驚きましたが、意外にあっけなく冬が過ぎたようで、地元の皆さんに何うとこれほど過ごしやすい冬は経験した事がないとのことですが、そもそも雪が降ること自体が珍しい地方で生まれ育った私には、「雪またじ」や「水抜き」など慣れない作業に戸惑いながら、初めての飛驒地方の冬をなんとか乗り越えたというのが実感で、春の息吹を身近に感じられるようになって、やっと安気に過ごせております。

今回は65年もの歴史がある「飛驒法人会だより」の紙面にエッセイを寄稿する光栄な機会を頂戴しました。

何かのご縁で「平成」最後の年に高山税務署長を務めさせていただいているので、平成の約30

年間の「税」に関するトピックスからいくつか、徒然なるままに筆を走らせたいと存じます。

意見や感想は私見に基づくもので、ご異論もあるかと思えます。「署長として…」と言及されるとちょっと困りますが…ご容赦ください。また、文才はございません。勉強不足の面は多くございます。読みづらい点や認識違いの点などもあるかと思えます。何かお気づきの点は、後日こっそりご指摘、ご教授いただければ幸いです。

平成の税に関するトピックスとして思いつくのは、「消費税」、「機構改革」、「KSKシステム」、「e-Tax」、「大蔵省職員倫理規定」、「内部事務一元化」、「通則法改正(調査手続)」などですが、今年の秋に大きな改正が実施される「消費税」に触れたいと思います。

### <消費税>

消費税が導入されたのは、平成元年です。記憶では、「トウ・ゴウ・サン・ピン」、「ク・ロ・ヨン」、「所得補足率…」、「不公平税制…」など、税に関する不平不満がよく世間の話題になっていた時代で、特にサラリーマンの方々に重税感や不公平感が高まっていた頃だったと思います。当時は、直接税と間接税の比率は直接税に偏っており、累



平成31年の冬(2019.1.28)



平成28年の冬(2016.1.20)

進課税となっている所得税の最高税率はピーク時の75%よりは下がっていましたが60%、法人税率もピーク時の43.3%よりは下がっていましたが42%と今と比べるとかなり高い税率となっていました。

また、土地や株式などの資産に対する課税や消費者の嗜好が多様化する中で個別間接税の負担の不公平感なども問題視されていて、来るべき高齢化社会への対応などのためにも税制の見直しが必要ということで、所得・消費・資産などに対する均衡の取れた税体系を構築し、税の公平間を保つとして、昭和63年に抜本的な税制改正が行われ、平成元年4月に消費税(3%)が導入されるとともに、所得税の累進課税の緩和や法人税率の引下げ、有価証券譲渡益の原則課税、物品税等の個別間接税の廃止、酒税の従価税、級別制度の廃止など大きな税制改正が実施されました。

ご存知の通り、消費税については、その後、平成9年に地方消費税(1%)が創設され、これと合わせて消費税及び地方消費税で5%となりました。

その後、平成24年の税制改正で税率は、平成26年4月に8%に上げた後、平成27年10月に10%に引き上げるという税制改正が行われ、平成26年4月には8%に引き上げられております。

しかし、この消費税引き上げ後、消費低迷などの影響が大きく出たことから、平成27年10月の引き上げは1年半先送りされ、平成29年4月になり、更に平成28年に2年半先送りされて、本年10月に10%に引き上げると同時に軽減税率制度が導入されることになりました。

軽減税率制度は、所得の少ない人ほど負担が重くなる消費税の「逆進性」の緩和対策の1つとして導入されるものですが、これにより消費税率は8%と10%の2種類になるとともに、軽減税率制度導入後しばらくは、改正前の取引や経過措置による8%の消費税(消費税6.3%と地方消費税1.7%)と軽減税率制度による8%の消費税(消費税6.24%と地方消費税1.76%)が混在することになります。しかもこれは同じ8%でもそれを構成する消費税と地方消費税の割合が違いますので、軽減税率対

象のものは請求書にわかるように表示する必要があるなど、書類作成等が煩雑になることが見込まれています。

一方で、軽減税率制度導入に伴い、複数税率に対応するレジの導入支援や受発注システムの改修等を補助金により支援する制度(軽減税率対策補助金)が中小企業庁から打ち出されていますが、消費税増税が過去2回も先延ばしされたこともあり、平成31年2月末現在の補助金の申請件数は見込みの未だ3割程度と言う報道もされており、準備の遅れが心配されます。法人会の皆様におかれましては、研修会等を通じてご理解を深めていただいております。準備を進めていただいておりますが、まだこれからという方がおられましたら、早めに対応を検討されることをお勧めします。

税法の執行当局である我々が、税法についてあれこれ言うのはご法度ですが、納税者の皆様に申告・納税の義務を適切に果たしていただくには、税法が適正・公平で、分かりやすく、申告・納税手続にあまり負担がかからないことが大切だと思います。誰も税負担は少ない方がいいと考える中、国のコストを賄うためとは言え、増税の法律を作るのは容易いことではないと思いますが、シンプルで改正理由も含めて解りやすい改正だとありがたいと言うのが本音です。

話は変わりますが、この消費税の導入により、国税組織の機構は、明治以来の「税目別管理」を「納税者別管理」に変える「機構改革」という大きな影響がありました。



#### <機構改革>

新たに導入された消費税は、その申告に所得税や法人税の所得計算のための帳簿と同じ帳簿に基づいて計算するなど、これらの税と密接に関連しておりますので、納税者の利便や事務の円滑

化を図る観点から消費税を所得税や法人税と一元的に処理するよう国税組織を従来の直接税・間接税という税目別の体制から、個人・法人という納税者別の体制に再編成する機構改革が平成3年に行われました。

税務署では間税部門がなくなり、個人課税部門、法人課税部門に再編。酒類行政・酒税関係事務は主要税務署(高山署の場合は岐阜北署)に酒類指導官が新設されました。国税局は、直税部・間税部の体制から個人に関する課室等を設置した課税第一部と法人に関する課室等を設置した課税第二部に再編されております。

また、この時には広報機能強化のためにと国税広報室が新設されております。調査査察部が調査部と査察部に分割されたのもこの時です。

#### <租税教室>

平成3年の機構改革の際、国税局には広報機能強化のための国税広報室が新設されましたが、その頃、この飛驒地区ではいち早く租税教育への取組が始められております。国、県、市・村の税務関係者及び教育関係者の協力の下、平成3年7月に名古屋国税局管内で初めて高山税務署に飛驒地区租税教育推進協議会が立ち上げられております。

租税教室は、次代を担う児童・生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的に開催しているものであり、とても重要な取組であると考えております。

高山税務署管内では、地方自治体のみならず、法人会をはじめ、税理士会等々の関係団体の皆様に力強いご協力をいただいております。平成30年度は災害による影響で高校が1校開催できませんでしたが、最近5年間は、これ以外は管内の全ての小・中・高校で連続して租税教室を開催しております。

広大な管内に比して職員の少ない税務署の管内全地域で租税教室を開催するのは極めて困難

なことですが、この飛驒地域では全校開催が継続されており、極めて誇らしく思います。

特に、飛驒法人会におかれてまは、青年部・女性部の方々を中心に租税教室の講師を積極的に担っていただいております。心強い限りです。

将来を担う飛驒の宝である児童・生徒に対する租税教室は、「公共サービスと税」や「納税の義務」、「租税法律主義」といった税知識の入り口ですが、それだけでなく社会の一員としての自覚を持ち、リアルに社会を考える契機でもあると思います。

次の時代はどんな時代になるか分かりませんが、ICTやAIなどの技術革新や更なるグローバルに伴う社会構造の変化が進むでしょうし、歪な人口構造に伴う少子高齢化が一層進む社会への対応や大きな災害などに国や地方など「公共」への依存が高まっている社会情勢の流れを考えると、これまで以上に、人は社会に深い関わりを持って生きて行かざるを得ない時代になることは間違いのないと思います。

租税教室という社会への入口で、実際に社会を支えている健全な企業経営者である法人会の皆様に、大人の代表の1人として「税」を語っていただくということの意義は、大変大きいものであると感じております。是非、社会貢献活動のひとつとしてこの事業を永々と続けていただきたいと思います。



最後に、飛驒法人会の会員の皆様のご健勝とご事業の繁栄、そして、飛驒法人会の益々のご発展を心より祈念いたしまして、結びとさせていただきます。

## 税務職員採用試験受験者募集



国税庁は、所得税、法人税、相続税などの直接税及び消費税、酒税などの間接税の賦課・徴収を行う官庁で、国の財政基盤を支える重要な仕事をしています。その中で税務職員は、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして専門知識を駆使し、次のような業務を行います。

国税調査官	納税者から提出された確定申告書等について、適正な申告が行われたかどうかの調査や検査を行うとともに、申告に関する指導などを行います。
国税徴収官	定められた納期限までに納付されない税金の督促や滞納処分を行って、税金を徴収するとともに、納税に関する指導などを行います。
国税査察官	裁判官から許可状を得て、悪質な脱税者に対して捜索や差押などの強制調査を行い、刑事罰を求めめるため検察官に告発します。

### 受験資格

- 平成31年(2019年)4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和2年(2020年)3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者



### 申込方法

インターネットにより申し込んでください。

受付期間：令和元年(2019年)6月17日(月)午前9時から6月26日(水)まで(受信有効)  
(人事院ホームページ上の申込専用アドレス{<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>}へアクセスしてください。)

※インターネット申込みができない環境にある場合には、人事院地方事務局・沖縄事務所に電話連絡してください。

### 試験日程

第1次試験	試験日	令和元年(2019年)9月1日(日)
	試験内容	基礎能力試験(多肢選択式)、適性試験(多肢選択式)、作文試験
	合格発表	令和元年(2019年)10月3日(木)
第2次試験	試験日	令和元年(2019年)10月9日(水)から10月18日(金)までのうち、いずれか指定する日
	試験内容	人物試験(個別面接)、身体検査
	最終合格発表	令和元年(2019年)11月12日(火)

### 問合せ先

名古屋国税局 人事第二課 試験係 TEL 052-951-3511(内線3451)

## 相続税の申告が必要な方とは？

被相続人から相続などによって財産を取得した人の相続財産等の合計額が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合に、その財産を取得した人は相続税の申告をする必要があります。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

### 国税庁ホームページへアクセス！

国税庁ホームページには、相続税の概要を説明したリーフレットや、具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載例など、様々な情報が掲載された「相続税・贈与税特集」コーナーがあります。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

まずは「国税庁」で検索してみましょう！！



### 電話でお気軽に相談できます！

最寄りの税務署へお電話をいただきますと、自動音声によりご案内します。

「1 税についてのご相談」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」(国税局税務相談室)につながり、職員が相談をお受けします。

まずはお電話で  
ご相談ください。



### 税理士をお探しの方は「税理士情報検索サイト」へ！

日本税理士会連合会ホームページ内の「[税理士情報検索サイト](https://www.zeirishikensaku.jp)」(https://www.zeirishikensaku.jp)で税理士等の検索が可能となっています。

なお、税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません<sup>(注)</sup>。

(注) 弁護士(弁護士法人)は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

資格のある税理士へ  
ご相談ください。



名古屋国税局・税務署

## 申告の要否を判定できます！

**I 遺産に係る基礎控除額**

3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数        人)

**①**                      万円

**II 相続税が課される財産**

※ 非課税限度額は、「500万円 × 法定相続人の数」です。

現金・預貯金	万円
土地	万円
建物	万円
有価証券	万円
その他の財産	万円
生命保険金	(受取金額 - 非課税限度額*) 万円
死亡退職金	(受取金額 - 非課税限度額*) 万円
相続時精算課税適用財産	万円
<b>合計</b>	<b>①</b> 万円

**III 相続財産の価額から控除できる債務等**

借入金等	万円
葬式費用	万円
<b>合計</b>	<b>②</b> 万円

**IV 相続財産に加算する受贈財産**

<b>相続開始前3年以内に贈与を受けた財産</b>	<b>③</b> 万円
---------------------------	-------------

**V 遺産総額 (各相続人が取得した財産の価額の合計額)**

① 万円

-

② 万円

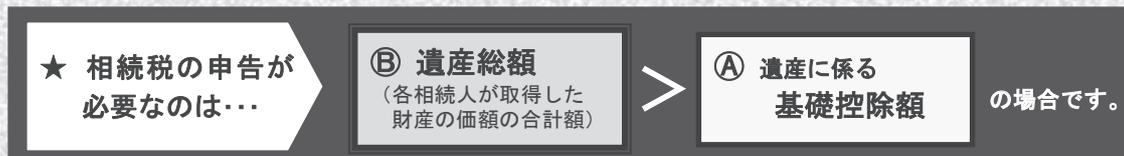
+

③ 万円

=

**④** 万円

\*①-②の金額がマイナスのときは、③の金額が④の金額となります。



国税庁からのお知らせ

# 申告書等用紙に代えて 「申告のお知らせ」をお送りいたします

## 国税庁の取組

- 近年、ICT(情報・通信技術)を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、令和2年(2020年)4月決算分の確定申告以降、税理士関与のある法人<sup>\*1</sup>を対象として、申告書等用紙の送付<sup>\*2</sup>に替えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ<sup>\*3</sup>」を送付することとしております。
- (※1)「税理士関与のある法人」とは、前年の確定申告書に税務代理権限証書(税理法第30条)が添付されている法人を対象としております。
- (※2)「申告書等用紙」とは、法人税確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書(調査課所管法人にあっては会社事業概況書)及び適用額明細書をいい、消費税確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。
- (※3)「申告のお知らせ」とは、提出期限、提出部数及び中間税額等の情報を記載した書面です。
- 申告の際は、e-Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に申告書等用紙を掲載しておりますので、これを印刷してご使用いただけます。
- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### ◎ 大法人のe-Taxの義務化が始まります!

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織により申告の特例」が創設され、令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度等から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、決算書や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。国税庁においては、大法人のe-Taxの義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めることとしています。

#### ■ 対象税目・手続は?

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出



#### ■ 大法人とは?

法人税等	①内国法人のうち、事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ②相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	①上記「法人税等」で定義された大法人 ②国、地方公共団体

#### <e-Taxの利用について>

e-Taxは、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxをぜひご利用ください。

詳しい情報は、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。



法人会会員の皆様へお知らせ

企業の皆様  
法人会 自主点検チェックシートを  
活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に  
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

法人会 自主点検チェックシート (国税庁後援) は、企業自らが自主的に点検することにより、  
税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組みしていない  
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の 状況	飛驒法人会〇〇支部 (役職名) (法人会役職名をご記入ください)
	法人会の会員であることを ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」の  
コーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検  
チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご利用ください。

お問い合わせ先

公益社団法人 飛驒法人会

電話番号  
URL

0577-34-2201  
飛驒法人会で検索

※法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に  
関する自主点検を推奨しています。

# 休憩室

## 「コミュニティの元気は、 NPO・企業・行政の連携で」

認定特定非営利活動法人 まちづくりスポット代表理事 竹内ゆみ子

特定非営利活動法人まちづくりスポット（以下「まちスポ」）は、この春で創立7年目を迎えました。2012年の11月にオープンした商業施設フレスポの一角に交流スペースと事務所を構えています。ここは、地域で思いを実現したい人々のその「一歩を応援する場所」として誕生しました。

まちスポは、海外協力団体の認定特定非営利活動法人ソムニード（現「ムラのミライ」）と株式会社大和リース（以下「大和リース」）がNPOと企業の協働事業として設立しました。その頃ソムニードは、インドやネパールで土地無し農民のための自立に向けた支援をしておりました。事業が終わっても自立していけるための技術や考え方を伝えていたのです。そして、その考え方や手法を日本にも応用したいと常々思っていました。しかし、このような組織は運営費が必要です。そんな折に大和リースとの出会いがありました。大和リースとしては、物を売るだけの商業施設スペースではコミュニティに喜ばれないと感じ、買い物以外の価値を提供できる新しい商業施設を模索していました。

そして色々な話し合いの末、コミュニティの活性化のために活動する人々を支援する組織を作ることで合意しました。NPO法人を作るという共通の目標で、当初の運営をソムニードが担い、そのための資金的な協力を大和リースが担うというかたちでスタートしたのです。



企業とNPOが協働で作上げたNPO法人です。まちスポのNPOとしての利点は、行政や企業にとって不得手なことを、コミュニティの維持のために、それぞれと連携しつつ中間に立ってマネジメントできることです。

行政は公平・平等に縛られるため動きが鈍くなりがちです。企業は、基本的に利益優先のため即物的になりがちです。その点、NPOはその中間にあるグレーゾーンを行き来できる組織なのです。まだまだではありますが、その中間の利点を生かした「人々の参加と協力の事業」を心がけています。

以下、主な活動をご紹介します。

### ○交流スペースを運営

まちづくりスポットは、17坪という小さな交流スペースと屋外のスペースを貸し、交流スペースとして運営しています。これから何かを始めようという人に、広すぎないサイズ感が手頃で良いようです。

### ○農家に都会から人材を集める「ワーキングホリデー in 飛驒高山」事業

この事業は、農家グループが農繁期の人手不足を解消するため、都会の若者大学生にトマトの収穫を手伝ってもらおうという事業です。農家グループと行政と私たちNPOが関わっています。農家は農業活



動、行政は主に広報、まちスポはお金の部分の事務局を担っています。事業当初は、NPOがなんているのかといぶかしく思われていたようですが、今ではその役割がありがたいと言われています。

### ○介護している人の相談に乗る「介護談話室」事業

介護していた高齢の女性が、誰にも介護の悩みを話すことができず、双方共倒れになる事件があったことから、その予防のために始まりました。行政の福祉窓口にいけない人々のための談話室です。相談内容によっては、専門家とつながります。悩みを抱えている人は、1時間から2時間ほど話します。とにかく長いのです。しかし、傾聴の効果は抜群にあります。皆さん一様に笑顔になって帰られます。窓口対応の長さから考えて、行政では難しいかもしれません。



### ○移住者を増やすための「飛驒地域・移住定住促進連携グッとくる飛驒」事業

飛驒の三市一村が協議会を作り「飛驒地域に外部から人を呼ぶ」という協議会からの委託事業です。東京など大勢の若者がいる都市に出かけ、飛驒地域のアピールをします。また、地元の企業から就職者募集の内容を受け、都会向けに訂正して募集広報します。

地元では、飛驒地域の情報をインターネットで発信するため、編集人の養成をしています。この編集人は12人ほどおりますが、チームとしての連携も大切にしています。

また、交流会なども開催しています。移住者にとって、長く定住できるかどうかは仕事の内容だけでなく、人と人の関係構築で大きく左右されるのです。その

ため、飛驒を文章で発信する人々の関係性も大事にしています。この分野でも、NPO的な発想で関係構築に取り組んでいます。



### ○小さな悩みに応じる「まち育て相談」事業

いつでも常時、相談に応じています。自分の趣味の分野で教室を持ちたい人が、まちスポ交流スペースを使ってはじめての一步を踏み出しました。市の広報講座の受講者が、自分たちの活動を知らせるためにチラシを作って、より良くするためのアドバイスを求めてやってきます。また、地域のまちづくり協議会からも、どうすれば自分たちの活動を若い人に知らせることが出来るのかといった相談を受けることもあります。相談の中で、共通の課題が見つければ、その克服のための講座を実施することもあります。

近年、NPOが課題解決一点張りの活動になってきているのが気になります。そのために利益を出すことに夢中になっているNPOもあります。もちろんそれは大事なことです。しかし、NPOのもう一つの大事な役目が忘れ去られている気がします。それは「参加と協力による連携」です。なんのためか?それは当然、住民参加という、民主主義の基本を守るためです。より良い社会を作るために、市民が参加・協力する。その実現のために、まちづくりスポットは、丁寧に時間をかけて人との関係づくりをしています。若いスタッフたちも、日々新しいことに挑戦しています。

皆様も、ぜひ一度、交流センター「まちスポ飛驒高山」へお越しください。

## 事業所訪問

### 飛驒川温泉しみずの湯

#### 概 要

社 名：(株)ホリスティック南飛驒  
代 表 者：代表取締役 益子 一穂  
所 在 地：下呂市萩原町四美1426-1  
設 立：平成15年7月(オープンは平成16年2月)  
事業内容：温泉施設経営  
従業員数：18人(パートを含む)  
営業時間：AM10:30～PM9:30(季節よって変更)  
利用料金：大人(中学生以上)650円/700円(お風呂/お風呂とプール)  
子供(小学生)300円/400円(お風呂/お風呂とプール)  
※乳幼児は無料。

#### 対 談

**ききて** 広報委員の桂川です。本日はよろしく  
お願いします。

はじめに会社の沿革などをお聞かせください。

**支配人** 支配人の和田です。よろしくお願  
いします。

当社は「飛驒川温泉しみずの湯」を運営する  
会社として平成15年7月に設立されました。しみ  
ずの湯のオープンはその半年後の平成16年2月  
です。当社は株主の2/3が地域の会社や住  
民の方々などで地域の皆様に支えられてこま  
まやってきました。

当社の運営する施設は岐阜県の健康保養  
地構想のもと、健康の発信の拠点の1つとして  
オープンしました。日帰り温泉の施設は多数あり  
ますが、プールと一体となった施設は全国にも  
少ないです。当社は運営者としてプールや温泉  
を活用した健康づくりに関する様々な取り組みを  
してきました。現在、健康保養地は年間11万  
人が訪れる場所となり、当施設はその中核となっ  
ていると自負しています。



飛驒川温泉しみずの湯

**ききて** しみずの湯というと温泉をイメージしま  
すが、最近はヘルシーバイキングも人気が高い  
ですね。

**支配人** 日帰り温泉は地元の方はもとより、観  
光やスキーなどで当地へ来た方もご利用いた  
だいています。温泉はアルカリ泉で、長く入って  
いても湯あたりをおこしにくい成分なのです。お湯  
に浸かりながらストレッチなどをさせていただきます  
と体がぽかぽかとしてより温泉の効果を実感で  
きます。また、露天風呂はせせらぎと山の景観  
を利用した『深谷の森』と開けた眺望が楽しめる  
『四美谷の森』の2つがあります。週ごとに男  
女入れ替わりますので両方のお風呂を楽しむこ  
とができます。

ヘルシーバイキングは毎週水曜日のお昼に医  
食同源倶楽部の皆さんの協力で開催していま  
す。南ひだ健康道場内にある医食同源農園や、  
各家庭で栽培した新鮮で旬の野菜を中心に、  
地元のこだわりの食材や郷土料理を活かしたメ  
ニューを提供しています。

健康づくりのためにヘルシーバイキング以外  
にも減塩の推進にも力を入れています。下呂市  
の減塩推進協力店に登録をし、タニタ監修定食  
を提供しています。最近は減塩食から一歩進  
んだ“スマートミール”という考え方を導入したメ



温泉プールで行う『プールで竹馬』



『深谷の森』露天風呂

ニュー作りに取り組んでいます。

当施設は温泉とプール、食事の下呂市をはじめ飛驒に住む皆さんに健康づくりに貢献していきたいと考えています。

**ききて** しみずの湯が取り組む健康づくりについてお聞かせください。

**支配人** 健康づくりとしてプールの活用が重要だと考えています。当社はプール管理のエキスパートである日本水泳振興会の指導員資格を有する職員が5名おり、水泳を通じた健康づくりを進める活動をしています。

温泉を使ったプールなので、子供用は水深が浅く水を怖がる小さなお子さんでも安心です。大人の方にはウォーキングなどのレッスンを通じて、下肢の筋力アップ、バランス力のアップ、持久力のアップの効果を実感していただいております。

特にバランス力のアップのメニューとして開発した“プールで竹馬”はプールの中なので、浮力がつき転んでも安心なので、竹馬未経験者や高齢者でもはじめやすいです。プール内でできるようになると陸の上でも恐怖感なくできるようになり、大人の方が竹馬を楽しんでみえます。

**ききて** 健康づくりをテーマに様々な工夫を重ねてみえたのですね。

オープン以来の様々な苦勞がうかぶようです。

**支配人** 近年はリーマンショック以降の電気・燃料費の値上がりに苦戦しています。温泉やプールにはどうしてもそうした費用が掛かってしまいます。設備も古いので大変です。

オープン当時を思い返すと、地元のお客様はプールの利用経験のない方が多かった事に苦



『四美谷の森』露天風呂

戦しました。泳ぎの経験は子供の頃に川で…と言う方や水着を着た事がないという方もみえました。オープン当初はプール利用の基本的なルールや水着の着方をレクチャーもしました。また、待っているだけではなかなかお客様にお越しいただけないので、小学校でのプール教室や公民館などでのヘルスアップセミナーなども開催しています。小学校では水泳指導や着衣水泳などの指導を、ヘルスアップセミナーは“湯の花体操”というより入浴効果を高める方法を広める教室を開いています。

**ききて** 今後の想いがあればお聞かせください。

**支配人** 私や社長は中京大学水泳部出身です。そこで出会った恩師からプールを通じた健康づくりと楽しみをいかに広げるかという事を学んできました。

当施設を通じて、下呂市民3万2千人の方にプールの楽しみを伝え、水を通じた健康づくりを広げていきたいと考えています。

健康分野はますます重要になってきます。まだまだ新しい方法や考え方が次々に生まれてくる分野です。いち早くそうした知識や技術を身に付け、当地域の健康づくりに貢献していきます。

**ききて** 日ごろ何気なく利用していますが、熱い思いをもって運営してみえる事が拝見できました。

本日はお忙しい中ありがとうございました。

(ききて:桂川)



スタッフの皆さん



## 萩原支部 飛驒萩原駅の窓口が365日営業に!!

4月から飛驒萩原駅の切符類の販売業務を萩原町観光協会が行う事になりました。それとともない、窓口業務の時間も年中無休になります。切符類の配達サービスはなくなりましたが、土・日・祝日でも乗車券や定期券などの各種切符類が購入できるようになりました。また、営業時間も朝一番の特急の切符が購入できるようになるなど今までよりも便利になりました。



『ハッピー名古屋往復きっぷ』などの一部の割引券も引き続き販売しています。この切符は4人用で22,070円(特急往復、商品券5千円分付き)と大変お得になっています。今春はちょっとお得に家族や友人とお出かけしてみませんか?飛驒萩原駅の利用をお待ちしています。(桂川 記)

### ●飛驒萩原駅

営業時間 7:00~14:30(年中無休)

お問合せ 萩原町観光協会 飛驒萩原駅観光案内所 電話:0576-52-2880

## 高山南支部 古民家でおひな祭り

3月9日(金)~11日(日)、道の駅ひだ朝日村に隣接する「やすらぎ館」で古民家を楽しむ会主催のおひな祭りが催されました。



囲炉裏もある昔ながらの日本家屋には町内の方から寄付された数々のお雛様をはじめ、土雛や宝蓮寺所蔵の古今雛が飾られ、一步足を踏み入るとまるで昭和の時代にタイムスリップしたよう。



期間中は、朝日中吹奏楽部の演奏会やワークショップ(折り紙でお雛様を作ってみよう!)、飛驒高山わらべ唄の会の方による「わらべ唄であそぼう」など盛り沢山の内容。

ケーキ&飲み物・ひなあられ&甘酒のセットが楽しめるカフェもあり、多くの人で賑わいました。(南 記)

## 古川支部 新たな時代の夜明けを安峰山で

JR高山線、飛騨古川駅から東を向くと、大きくそびえ立つ山が安峰山です。

安峰山は標高1,058mの山。登山は片道1時間30分で気軽に自然を満喫出来る山です。古川盆地、御岳、白山連峰、北アルプスの山々を見渡せて、山頂付近は桜やツツジの植栽がされてますので、山頂展望台での一休みは至福の時となるでしょう。

その展望台ですが、平成28年に地元有志団体安峰山林道管理組合によって安峰山北側に新しい展望台が開設されました。新しく出来た北展望台最大のポイントは乗鞍岳から昇る朝日が大変美しく、写真



北展望台からの眺め



朝霧の霧海

愛好家の中でも有名なスポットとなっております。また、従来の展望台はスロープを設置してバリアフリー対応となりお年寄りの方や小さなお子様でも楽しめるようになりました。

さらに、神原峠トンネル神岡側から延びる林道も舗装され、車でのアクセスも良くなりました。

本年は、5月1日から新たな元号になります。新たな時代の夜明けを安峰山の展望台で迎えてはいかがでしょうか!! (谷邊 記)

## 神岡支部 飛騨神岡「夜桜夜市」を開催!

～見上げれば夜桜 歩けば夜市 あのひとと行きたい今宵かな～

平成31年4月20日(土)、神岡町中心市街地の川西ポケットパーク周辺で、夜桜を楽しむイベントとして「夜桜夜市」が開催されました。

当日の夜には、町民に桜の見どころとして親しまれている市街地を流れる山田川河畔に咲く桜並木をライトアップ。幻想的な夜桜を演出しました。山田川の流れと桜、そして真っ赤な千歳橋は見ごたえ十分です。会場周辺では、桜にちなんだ飲食など様々なバザー



夜桜夜市

が出店し、夜市としてイベントを盛り上げました。

また、神岡鉱山の迎賓館としても利用されていた「神和荘」では、琴の生演奏やお茶会などの催しも開催され、春の夜のひと時を楽しむ多くの人で賑わいました。 (追分 記)



## 平成30年度 岐阜県下法人会運営研究会

と き：平成31年2月6日(水) ところ：岐阜グランドホテル

第39回県下法人会運営研究会が岐阜市で開催され、名古屋国税局課税第二部長岩田和之様、法人税課長浅井清貴様、岐阜北税務署長曾根義光様、高山税務署長河之口幹夫様始め、県下7税務署の法人課税第一部門統括国税調査官を来賓に迎え盛大に開催されました。

法人会運営研究会は、法人会の課題を研究して発表する場ですが、昨年度に引き続き、当法人会が「全国青年の集い岐阜大会での租税教育活動のプレゼンテーションに向けた取組み」を中心に発表しました。

当日は、岡田会長の発表に当たってのあいさつに引き続き、高山支部青年部会の田中部会長が発表者となって、当法人会のこれまでの租税教室の実施状況、全国青年の集い岐阜大会での発表に向けてどのような租税教室にすべきかを検討した結果、実際に税金がどのように使われているかを実体験させるために、学校当局及び市役所に働きかけて、教室から飛び出し古い町並みの屋台蔵等を見ながら、税金の使い道を講師の青年部会員からの説明を聞く等の授業風景などを紹介しました。

発表の後、河之口高山税務署長から高山税務署管内の租税教室実施率100%を達成している中で、当法人会の青年部会を中心にした租税教室が、多大なる貢献をしていることなどの講評がありました。

また、岐阜北法人会は、PDCAサイクルの考え方を取り入れた基盤強化運動を中心に発表がありました。

皆様のご協力で2年間の発表を無事終えることができました。

研究発表の後、名古屋国税局 課税第二部長 岩田和之様から「税のよもやま話」と題して講演がありました。



## (公社)飛驒法人会理事会

と き：平成31年2月20日(水) ところ：高山グリーンホテル

本年度3回目の理事会が、河之口高山税務署長、河邊法人課税第一統括官、大同生命藤井岐阜支社長他のご来賓に迎え、出席理事数26名で開催されました。



理事会の様子

議事内容として、

- ・役員規程、諸規程の一部改正について
- ・理事との取引の承認について
- ・平成31年度事業計画(案)  
並びに収支予算(案)について
- ・専務理事の退任基準年齢の延長について
- ・入会の承認について
- ・第7回 定時総会の招集について

が議決されました。

## 第73回 東海法人会連合会大会

と き：平成31年3月8日(金) ところ：岐阜グランドホテル

東海法人会連合会大会が金井哲男名古屋国税局長、岐阜県知事、岐阜市長を始め、国税局・税務署の幹部の皆様を来賓に迎え、岐阜市で盛大に開催されました。

式典に続き行われた研究発表では、(公社)小牧法人会は、「公益社団法人としての新たなあゆみ」と題して公益事業活動の取り組みを、(一社)東三河法人会は「めざします社会貢献活動を通じた組織の充実」と題して租税教育の推進を通じた組織の充実を、(一社)尾鷲法人会は「地域に根ざした社会貢献と会員維持活動」と題して地元小学校への寄贈を目的とした女性部会のチャリティーバザー活動の発表がありました。

会員数が減少している法人会の現状を踏まえて、組織の活性化をどのように行っているかの発表内容は、当法人会としても参考となるものでした。



## 青年部会だより

### 租税教室を実施しました！

各支部青年部会及び女性部会会員による租税教室を小中学校16校、671名の児童・生徒を対象に実施しました。

今年度は、昨年11月に行った青年の集い岐阜大会での租税教育活動の発表を踏まえて各講師が地域に根ざした内容にすべく、趣向を凝らした租税教室を実施しました。

なお、今年度も高山税務署管内での租税教室の実施率はほぼ100%近いものとなっています。講師の皆様、ご苦勞様でした。



授業風景・清見小



授業風景・北小

### 岐阜県下法人会青年部会正副部会長会議

と き：平成31年3月15日(金) ところ：シティホテル美濃加茂

2019年10月18日(金)に開催される第42回岐阜県下法人会青年部会連絡協議会(主管：中濃法人会青年部会)について、主管である中濃法人会青年部会長等から概要の説明があり、承認されました。

同協議会は、「地域に広がる活動の根、いきいきと輝く新芽がいま芽吹く！」をテーマに「租税教育活動」などを分科会で討論します。

会員皆様のご参加をお願いします。



## 女性部会だより

### 新年研修会

と き：平成31年1月22日(火) ところ：料亭 洲さき

平成最後の新年研修会が河之口幹夫高山税務署長及び河邊芳明同署法人課税第一部門統括官を講師に迎えて開催されました。

研修会では講師から、「平成31年度税制改正大綱について」及び「お酒のよもやま話」と題して税制改正の内容やお酒にまつわる漢字など興味深いお話がありました。

なお、恒例の研修会後の懇親会で催される「チャリティーオークション」での収益金を、後日、向井部会長から社会福祉法人飛驒慈光会へ寄附しました。



収益金の寄附

### 岐阜県下法人会女性部会長等会議

と き：平成31年3月14日(木) ところ：県連事務局 会議室

第38回岐阜県下法人会女性部会連絡協議会(主管：中津川法人会女性部会)について、県連事務局等から概要の説明があり、承認されました。

また、同時に行った「絵はがきコンクール」の審査においては、岐阜県代表として岐阜北法人会から選出された作品が選出されました。

女性部会では、来年以降も「絵はがきコンクール」には積極的に取り組んでいこうと考えていますので、会員の皆様のご協力よろしくお願いします。



## 税に関する絵はがきコンクール

平成30年度も女性部会主催による「税に関する絵はがきコンクール」が実施され、飛驒法人会青年部会・女性部会が担当した小学6年生の租税教室の対象児童に応募を呼びかけました。

今年度は9校より274点の応募があり、審査の結果下記の方々が各賞に選ばれました。女性部会長賞の大上さんの作品は岐阜県の審査に進み、単位会代表作品として4月25日に富山市にて開催される法人会全国女性フォーラム会場にて展示されます。

(代表作品は裏表紙にて紹介)

### ●入賞された皆さん

賞	学 校 名	氏 名
飛驒法人会女性部会長賞	飛驒市立神岡小学校	大上 恭穂 さん
高山 税務署長賞	下呂市立萩原小学校	杉山 南実 さん
飛驒法人会長賞	下呂市立下呂小学校	細江 香那 さん
飛驒法人会女性部会副部会長賞	高山市立北小学校	瀬木 陽依 さん
	下呂市立萩原小学校	木下 美琴 さん
	下呂市立下呂小学校	上野 陽日紀 さん
優 秀 賞	高山市立南小学校	吉本 創真 さん
	高山市立北小学校	谷村 美咲 さん
	高山市立北小学校	長田 友梨愛 さん
	高山市立久々野小学校	中村 優香 さん
	飛驒市立神岡小学校	中島 聖音 さん
	下呂市立尾崎小学校	松井 華乃 さん
	下呂市立金山小学校	金森 乃杏 さん

## 事務局だより

### 第7回定時総会 及び 社団化40周年記念式典について

第7回定時総会を下記の通り開催いたします。本年度は社団化40周年の記念式典も併せて開催いたしますので、会員皆様のご出席をお待ちしています。

日 時 令和元年6月11日(火)  
場 所 高山グリーンホテル 天山の間

#### 定時総会・記念式典等の日程

- 13時30分～ ・ 定時総会
- 15時00分～ ・ 記念式典
- 16時15分～ 17時15分 ・ 記念講演  
講 師：田中 一穂 氏 (日本政策金融公庫総裁)
- 17時30分～ ・ 懇 親 会

## 高山労働基準監督署からのお知らせ

### 1 平成30年度監督指導結果及び働き方改革の対応について

高山労働基準監督署では、平成30年度に492件の監督指導（定期監督、災害時監督、申告監督等）を実施しました。そのうち法違反があった事業場の割合は53.2%でした。

主な違反として、労働契約締結時の労働条件の不明示、時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金不払のほか、各種健康診断の未実施、フォークリフトをはじめとする法定点検が必要な機械の点検未実施等が認められます。今一度、事業場における労務・安全衛生管理の再確認をお願いします。

また、本年4月から働き方改革関連法が順次施行されています。概要は次のとおりです。

- ① 時間外労働の上限規制として、月45時間、年360時間が原則となり臨時的・特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働を含みます。）、複数月平均80時間（休日労働を含みます。）を限度に36協定を締結する必要があります（施行2019年4月1日、中小企業は2020年4月1日）。
- ② 年10日以上有給休暇を与える労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を取得させる必要があります（施行2019年4月1日）。

高山労働基準監督署では、働き方改革関連法の周知や円滑な対応を目的として、「労働時間相談・支援班」を設置し、担当の職員が中小企業の皆様を個別に訪問する等により、その内容や対応方法について、説明・アドバイスを行っています。

また、同法の対応等だけでなく、希望に応じて、36協定・変形労働時間制等法令の説明や労務管理状況の分析等のほか、改善に向けての対策の提案・説明等を行うことも可能です。

この訪問はいわゆる監督指導とは異なり、指導や違反指摘を目的としたものではありませんので、お気軽に活用ください（事前に日程調整をお願いします。）。

### 2 平成30年の労働災害発生状況について

平成30年の休業4日以上労働災害による死傷者数は、190人と前年に比べ13人（7.3%）の増加となりました。平成28年に過去最少となる154人を記録して以降、2年連続の増加という結果となりました。

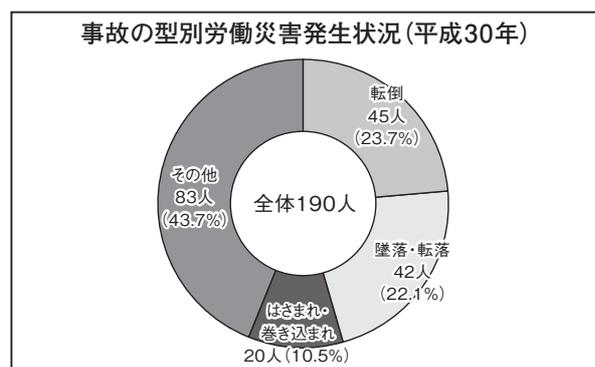
業種別では、第三次産業を主とするその他の業種で10人（13.0%）減少し、運送業で前年と同数となったほか、すべて増加となり、特に、林業でほぼ倍増という状況となっています。

また、労働災害による死亡者数についても4人と、前年と同数の発生となりました。

休業4日以上労働災害発生状況（平成30年）

	H30 (確定値)		H29 (確定値)		対前年比 増減数		対前年比 死傷者数 増減率
	(4)	190	(4)	177	(0)	13	7.3%
全産業	(4)	190	(4)	177	(0)	13	7.3%
製造業	(1)	46	(1)	39	(0)	7	17.9%
建設業	(1)	35	(1)	33	(0)	2	6.1%
運送業		13		13		0	0.0%
林業		29	(1)	15	(-1)	14	93.3%
その他	(2)	67	(1)	77	(1)	-10	-13.0%

注) カッコ内は死亡者数（内数）



続いて、事故の型別に労働災害状況をみると、転倒災害が最も多く45人（23.7%）、次いで墜落・転落災害が42人（22.1%）、はさまれ・巻き込まれ災害が20人（10.5%）という順で発生しており、これら3つの事故の型で労働災害全体の半数以上を占める状態となっています。

● 問合せ先  
高山労働基準監督署  
電話 0577-32-1180

中小企業経営者の  
もしもの時の  
力になりたい。

## 九転十起

(きゅうてんじゅっき)

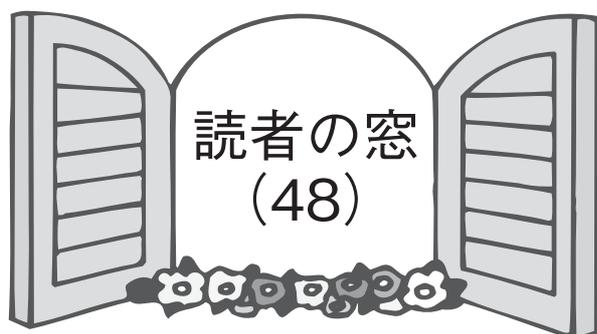
「人が七転び八起きというのなら、  
自分は九回転んでも十回起き上がる人間になろう」  
どんな苦難にあっても決して諦めることのない、  
浅子の「座右の銘」ともいえる言葉です。

大同生命創業者の一人  
広岡 浅子

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

**DAIDO 大同生命**

岐阜支社/  
岐阜県岐阜市吉野町6-16(大同生命・廣瀬ビル5F)  
TEL 058-262-5141



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。  
税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた  
写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの  
投稿をお待ちしています。  
投稿は(公社)飛騨法人会まで、FAX・Eメールにてお願い  
します。

F A X 0577-33-1093  
E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

## ふるさと納税に思う

飛騨市 45歳 男性

最近テレビで、ふるさと納税の返礼品物の内容の報道を良く目にします。

そもそも、ふるさと納税とは、個人の方が都道府県・市区町村に対して寄附をした場合に、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで所得税・住民税から控除される制度です。

総務省からは、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集を行わないこと、また、換金性の高いプリペイドカードなど、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品の送付を行わないことと、要請されています。

しかし、一部の自治体からは 返礼品がその自治体にちなんだ物ではなく、汎用性の高いもの、または比較的換金しやすいものを平然と返礼品にしており、問題になっています。

やったもの勝ちと開き直る自治体と単なる高額納税者の税逃れのようにみえるのは、私だけでは無いと思います。早急にもっと公平性の高い制度に見直すことを望みます。

## 複 雑 ？

高山市 40代 女性

10月1日から消費税が10%に上がります。

それに伴い、消費増税時には軽減税率以外にも消費税率に関する経過措置があるようです。例えばリフォーム工事など対象となる契約の場合、今年の3月31日までの契約は、完成が10月1日を過ぎても8%のままのようです。その他には、昨年末から配偶者控除が103万から150万へ拡大されました。

雇用保険では、65歳以上の方も雇用保険の適用対象になり、反面、32年4月からは64歳以上の掛金免除が廃止されるようです。また、4月からは、残業の上限や有給休暇取得に対する規制(働き方改革関連法)が施行されます。

事務の仕事をしている関係上、これらの様々な変更にお客様だけでなく、社員の諸手続きに対しても間違いなく処理していけるのか、IoTの流れについていけるのか。家ではサクサクと携帯やタブレットを使いこなす子供を横目に、出来るだけセミナーや講習会に参加し、時代の流れに乗り遅れる事のない様、日々勉強の毎日です。

## 税に関する絵はがきコンクール 入賞作品



(公社) 飛驒法人会女性部会長賞  
飛驒市立神岡小学校 大上 恭穂さん



高山税務署長賞  
下呂市立萩原小学校 杉山 南実さん



(公社) 飛驒法人会長賞  
下呂市立下呂小学校 細江 香那さん

## 編集後記

■4月1日に新元号が、「令和」に決まりました。新しい時代に向けての期待が高まります。

高山では、5月1日に新元号のお祝いとして春・秋の祭屋台の曳き揃えがあり、また各地で催しがあります。

前回の改元時は、昭和天皇崩御の為、新年会などの自粛等があり寂しい感がありました。今回はそのようなこともなく、どちらかというとお祝いムードでこのような元号の変わり方も良いのではと思います。平和で良い時代がこれからも続くことを祈ります。

■税務署長 河之口 幹夫さんの寄稿文では、平成の税の変革を分かり易く説明されています。経済の変革とともに大きく税も変わってきたことがわかりました。今後ご指導をお願いします。

■岐阜県下法人会運営研究会で飛驒法人会は2年間にわたりモデル法人会としての発表が無事終了しました。関わられた方々ご苦労様でした。飛驒法人会のメイン事業の「租税教室」は、未来を創る若い世代が税をよく理解し、税の使い方を十分考える礎です。今後も発展させながら続けていってほしい事業です。(H.S)



平成31年4月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

住 宏夫	長瀬 栄二郎	高橋 厚生	下畑 了三	内方 光一	加藤 久人
千田 純弘	桂川 典輝	細江 和彦	南 賢太郎	谷邊 浩也	追分 英輔
鍋島 正子	富川 由希子	佛坂 尚子			